

東アジア学会、東北アジア文化学会及び吉林大学東北アジア研究院の 学術交流に関する覚書

東アジア学会(日本福岡)、東北アジア文化学会(韓国釜山)及び吉林大学東北アジア研究院(中国長春)は、三者間の学術交流と協力関係に関して、以下の合意に達した。

1. 相互の利益と相互の独立性を尊重する原則に基づき、東アジア学会、東北アジア文化学会及び東北アジア研究院は、以下の活動を推進する。
 - a) 学術交流: 東アジア学会と東北アジア文化学会の会員及び東北アジア研究院の研究者は相互に、それが開催する大会・研究会に参加すること、募集に応じて研究発表すること、それが発行する学術誌に投稿することが出来る。ただし、招聘を受けた場合を除き、大会・研究会への参加費用は自己負担とする。
 - b) 大会・研究会の共同開催: 必要に応じて三者間で協議し、合意を得る。
 - c) 若手研究者(院生を含む)の育成: それが取り組む若手研究者育成事業に協力する。
2. 本覚書の下に取り組まれる各活動は、三者相互の承認の下に行われなければならない。
3. 本覚書は、三者の代表者により署名がなされた日から効力を発し、いずれかが終了を望むまで有効とする。終了するには、書面にて6ヶ月前までに通知しなければならない。
4. 本覚書は三者で協議の上、いつでも変更することが出来る。
5. 本覚書は、日本語、韓国語及び中国語で用意し、いずれの文書も同じ効力を持つものとする。

2015年 3月 13日

東アジア学会

会長 徳島 千穎

東北アジア文化学会

会長 南 松祐

吉林大学東北アジア研究院

院長 于 濩